

別表第5 居宅訪問型保育事業（保育認定）

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	基本分単価 ④	処遇改善等 加算Ⅰ ⑤	資格保有者加算 ⑥		休日保育加算 ⑦	
					処遇改善等 加算Ⅰ	処遇改善等 加算Ⅰ		
20/100 地域	3号	保育標準 時間認定	500,800 +	5,000 × 加算率	22,680 +	220 × 加算率	19,810 +	190 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	445,300 +	4,450 × 加算率				
16/100 地域	3号	保育標準 時間認定	487,350 +	4,870 × 加算率	21,920 +	210 × 加算率	19,170 +	190 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	431,850 +	4,310 × 加算率				
15/100 地域	3号	保育標準 時間認定	483,990 +	4,830 × 加算率	21,730 +	210 × 加算率	19,000 +	190 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	428,490 +	4,280 × 加算率				
12/100 地域	3号	保育標準 時間認定	473,900 +	4,730 × 加算率	21,170 +	210 × 加算率	18,520 +	180 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	418,400 +	4,180 × 加算率				
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	467,170 +	4,670 × 加算率	20,790 +	200 × 加算率	18,190 +	180 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	411,670 +	4,110 × 加算率				
6/100 地域	3号	保育標準 時間認定	453,720 +	4,530 × 加算率	20,030 +	200 × 加算率	17,550 +	170 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	398,220 +	3,980 × 加算率				
3/100 地域	3号	保育標準 時間認定	443,630 +	4,430 × 加算率	19,460 +	190 × 加算率	17,010 +	170 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	388,130 +	3,880 × 加算率				
その他 地域	3号	保育標準 時間認定	433,530 +	4,330 × 加算率	18,900 +	180 × 加算率	16,520 +	160 × 加算率
	3号	保育短時間 認定	378,030 +	3,780 × 加算率				

地域区分 ①	認定区分 ②	保育必要量区分 ③	夜間保育加算		連携施設加算		特定の日に 保育を行わない場合 ⑩	
			処遇改善等 加算Ⅰ ⑧		障害・疾病の ある子どもを 保育する場合	それ以外の場合		
20/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	45,850	+	450×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
16/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	44,450	+	440×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
15/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	44,100	+	440×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
12/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	42,870	+	420×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
10/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	42,170	+	420×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
6/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	40,600	+	400×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 7/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
3/100 地域	3号	保育標準 時間認定	+	39,370	+	390×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 9/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
その他 地域	3号	保育標準 時間認定	+	38,320	+	380×加算率	-	$(④+⑤+⑧+⑨) \times 9/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
	3号	保育短時間認定						$(④+⑤+⑧+⑨) \times 8/100 \times$ 事業を行わない週当たり日数
						42,770	24,680	

処遇改善等加算Ⅱ ⑪	A：処遇改善等加算Ⅱ－① $48,900 \div$ 各月初日の利用子ども数	※1 各月初日の利用子どもの単価に加算 ※2 A若しくはBのいずれかとする
	B：処遇改善等加算Ⅱ－② $6,110 \div$ 各月初日の利用子ども数	

第三者評価受審加算 ⑫	150,000	※3月初日の利用子どもの単価に加算
----------------	---------	-------------------

国家公務員給与と改定対応部分の補助を受けた場合 ⑬	別に定める額 × 年齢別平均利用児童延べ数 \div 3月初日の利用子ども数	※1 3月初日の利用子どもの単価から減算 ※2 年齢別平均利用児童延べ数については、別に定める
------------------------------	---	--

国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合に係る別に定める額 居宅訪問型保育事業（保育認定）

地域区分	国家公務員給与改定対応部分の補助を受けた場合
20/100 地域	4,040
16/100 地域	3,820
15/100 地域	3,810
12/100 地域	3,810
10/100 地域	3,740
6/100 地域	3,530
3/100 地域	3,440
その他 地域	3,350